

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第26号

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第5号）の一部
を次のように改正する。

第10号様式を次のように改める。

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（団体登録用）

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。
 ※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合、名前のみの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
(注) 記号（-^/等）はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令にもとづき、適正に管理いたします。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(三重北勢健康増進センター)